

# Beyond

ASAHI  
Research Institute

2026. 9

vol.69

70万人を動かすもの

あさひ総研

相続財産がわからないときの調べ方

令和8年年末調整へ向けた所得税法の改正点

2026年10月施行 同一労働同一賃金ガイドライン改正

社会福祉法人の用途制限（介護報酬・自立支援給付費）

Focus

株式会社 Cross

News

あさひ通信

第253回 生涯現役

INFORMATION

## CONTENTS

## 70 万人を動かすもの

## あさひ総研

- ・相続  
相続財産がわからないときの調べ方
- ・税制  
令和 8 年年末調整へ向けた所得税法の改正点
- ・労務  
2026 年 10 月施行 同一労働同一賃金ガイドライン改正 ― 住宅手当・家族手当・賞与・退職金を改めて点検しましょう ―
- ・社会福祉法人  
社会福祉法人の使途制限（介護報酬・自立支援給付費）

## Focus 株式会社 Cross

## News

## あさひ通信 第 253 回 生涯現役

## INFORMATION

## [ Beyond ] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

## 地方創生のヒントは魅力あるコンテンツ



## 70 万人を動かすもの

## 統括代表社員 田牧 大祐

自治体会計業務で 10 年ほど協業させて頂いている秋田の A 社より、8 月 29 日に開催された大曲の「第 98 回全国花火競技大会※1」にご招待頂いた。これまで何度かお誘いを受けていたが、このたび念願叶い初めて参加できた。

前日、A 社の方から観覧者数が 70 万人と聞き、大変な混雑を覚悟して市内に入ったが、想像以上に人があふれていた。会場近くにある A 社の駐車場から歩いて打ち上げ会場へ向かうと、まず圧倒されたのが栈敷席の規模である。大曲花火大橋と姫神橋の間の約 1.6 キロメートルにわたり、終わりが見えないほど先まで栈敷席が設置されているのである。

今回招待頂いたのは 4 人用のテーブル席※2 であったが、そのテーブル席の 1 ブロックだけで 2,000 卓が設置されている。その 1 ブロックだけで町村の人口規模になってしまうのである。テーブル席が最も多く、ベンチ席などを含めた有料観覧席は合わせて 11 ブロックにも及ぶ。さらに堤防土手にも多くの人があふれ、市内あちこちでも観覧されている。花火を見る前にその壮大な規模に驚かされた。

以前、山形青年会議所で山形大花火大会の設営部会に所属し、会場設営や警備に携わった経験がある。それだけにこの規模となると、どれほど運営体制や準備が必要かを考えずにはいられなかった。また、同時に、これだけの人が集まることで、地域にどれだけの経済効果があるか、想像がかき立てられた。

17 時 10 分より昼花火の部が始まり、夜花火もドローンショーからスタートした。これまで見たことのない花火も次々と打ち上げられ、幅 900 メートルの仕掛け花火は圧巻であった。一緒に鑑賞した A 社の方も、「花火業者

の技術も毎年上がって、新しい花火が発表される。今年は特に気合が入っている。」と言われたのは印象的であった。

打ち留めのアナウンスの後、対岸の花火職人へ向けて、観客はライトセイバーを振って称賛と感謝を伝え、職人は対岸から赤いライトセイバーで来場への感謝に応えるエール交換が行われた。

大曲の全国花火競技大会は明治 43 年から続き、まもなく 100 回を迎えるという。全国の花火職人が毎年技術を競い、その成果を、また全国から人が集まり大曲で鑑賞する。競争が技術を高め、さらに魅力が高まる。小さな地方都市大仙市※3 に全国から 70 万人の人が集う。大仙市は、「毎月花火が打ち上がるまち」を掲げ、花火は文化、観光、経済の強力なコンテンツとなっている。

夜空いっぱいに広がる花火、その音が体に響く感覚、会場のライブ感は、モニターでは感じられない現地でのみ得られる体験価値である。大曲は、花火職人の技術向上の場を提供し、観覧者とともに花火文化そのものを育む場となっている。大曲の花火は、地方創生のモデルと感じる。

百聞は一見に如かず。壮大な花火ショーだけではなく、経済効果まで気になる大曲の全国花火競技大会、まだ見たことのない方はぜひ体験していただきたい。

※1 17 時 10 分に始まる昼花火と 19 時に始まる夜花火で、合わせて全国 28 の選抜された花火事業者の競技大会。

※2 テーブル 4 人用の席料は、食事なしで、1 テーブル 38,000 円。

※3 旧大曲市など 8 市町村が 2005 年に合併し、現在の大仙市となる。大仙市の人口は 7 万人。



相続が発生したものの、亡くなられた方がどのような財産を持っていたかわからず、困ることがあります。本稿では、どうやって財産を探したらいいのか、主な財産の調べ方と、調べてもわからない場合に利用できる有料の制度をご紹介します。

#### ◆不動産◆

不動産を所有している可能性のある市区町村役場で名寄帳（なよせちょう）を取得すると、その自治体内に所有している不動産の有無を確認できます。※所有不動産がある場合のみ有料です。

#### ◆預貯金◆

通帳やキャッシュカードが見つかった場合は、その金融機関に照会し、必要に応じて残高証明書を取得します。ゆうちょ銀行の場合は「現存照会」を利用します。通帳を紛失している場合でも、**相続手続きのための照会**であることを伝えれば、休眠口座を含めて確認できます。

また、金融機関では過去の取引明細を取得できるため、通帳がなくても取引内容を確認することができます。取得できる期間は金融機関によって異なります。

#### ◆有価証券◆

まずは、ご自宅に届いている郵便物を確認します。証券会社に口座がある場合は、定期的に取り引報告書などが送付されます。

証券口座を持っていたことはわかるものの、どこの証券会社かわからない場合は証券保管振替機構（ほふり）に開示請求を行うことで、口座のある証券会社を調べることができます。

なお、証券会社で管理されていない株式については、ほふりでは確認できません。その場合は、株式の発行会社から送られてくる配当金支払通知書などがいないか確認してみましょう。

#### ◆保険◆

有価証券の場合と同様、まずはご自宅に届いている郵便物を確認します。また、保険会社の名前が入ったカレンダーやメモ帳、ボールペンなどが手掛かりになることもあります。

次に、預貯金の取引明細を確認し、保険料の引き落としがないか調べます。

## 相続財産がわからないときの調べ方

それでも契約している保険会社がわからない場合は、生命保険契約照会制度を利用できます。この制度では、**照会日時点で有効な生命保険契約等**の有無を確認できます。すでに死亡保険金などの受取りが完了している契約は照会結果に反映されません。

なお、この制度は相続の場合だけでなく、認知症などにより判断能力が低下した方についても、医師の診断書など一定の書類を提出することで利用できます。



仙台事務所  
相続サポートセンター  
税理士 小杉 衣里

2014 年入社。  
同年から山形相続サポートセンターに所属。2018 年から宮城相続サポートセンター勤務。

## 令和 8 年 年末調整へ向けた所得税法の改正点

日本では、平成 7 年から令和 6 年まで基礎控除等の控除額\*が「103 万円」と定額で推移していました。そのため、給与所得者の場合「103 万円」以下の収入であれば所得税が課されない、つまり、扶養親族等とすることができるとされてきました（いわゆる「103 万円」の壁）。しかし、この控除額が定額であることにより、昨今の物価上昇の影響を受け国民の実質的な税負担が増加するという課題を抱えていました。この課題へ対応すべく、令和 7 年度、令和 8 年度と所得税法の改正がされています。今回は、この令和 8 年度の改正を受けてこれから始まる令和 8 年年末調整への影響を一部ご紹介します。

#### ①基礎控除

原則、すべての方が受けられる控除で、その方の合計所得金額に応じて控除額が変わります。この控除額が、令和 7 年に 48 万円から 58 万円に引き上げられ、令和 8 年には 62 万円へと引き上げられます。また、令和 7 年以降については、合計所得金額の区分に応じさらに控除額の上乗せがあります。表 1 の赤字部分が今回の改正点になります。令和 10 年以降は、再度控除額に変動がありますのでご注意ください。

#### ②給与所得控除

その年の給与等の収入金額に応じて算出した金額を、その収入金額から控除するものです。その控除の最低保障額が、令和 7 年に 55 万円から 65 万円に引き上げられ、令和 8 年には 74 万円に引き上げられます。表 2 の赤字部分が今回の改正点になります。基礎控除と同様、令和 10 年以降は最低保障額が 69 万円になりますのでご注意ください。

給与所得者の場合、これらの改正によって課税最低限が「103 万円」以下から、令和 7 年は「160 万円」（扶養親族等の判定にあつては「123 万円」）以下、令和 8 年は「178 万円」（扶養親族の判定にあつては「136 万円」）以下と徐々に引き上げられています。

令和 8 年年末調整においては、本人の基礎控除額の区分に誤りがないか、扶養としている方の収入金額が「136 万円」以下になっているか等、従業員から提出される申告書に関して慎重な確認が必要になると思われます。度重なる改正によって制度が以前より複雑になっていますので、ぜひご周知ください。

※ここでは、基礎控除と給与所得控除の最低保障額の合計額をいいます。



表 1 | 基礎控除

| 合計所得金額に応じた基礎控除額                                                  |         |           |            |
|------------------------------------------------------------------|---------|-----------|------------|
| 合計所得金額                                                           | 令和 7 年分 | 令和 8・9 年分 | 令和 10 年分以後 |
| 132 万円以下                                                         | 95 万円*1 | 104 万円*2  | 99 万円*2    |
| 132 万円超～ 336 万円以下                                                | 88 万円*1 |           | 62 万円      |
| 336 万円超～ 489 万円以下                                                | 68 万円*1 |           |            |
| 489 万円超～ 655 万円以下                                                | 63 万円*1 |           |            |
| 655 万円超～ 2,350 万円以下                                              | 58 万円   |           |            |
| 2,350 万円超～ 2,400 万円以下                                            | 48 万円   |           |            |
| 2,400 万円超～ 2,450 万円以下                                            | 32 万円   |           |            |
| 2,450 万円超～ 2,500 万円以下                                            | 16 万円   |           |            |
| 2,500 万円超～                                                       | 0 万円    |           |            |
| ※1 特例により、基礎控除額 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額。居住者にのみ適用 |         |           |            |
| ※2 特例により、基礎控除額 62 万円にそれぞれ 42 万円、5 万円、37 万円を加算した金額。居住者にのみ適用       |         |           |            |

表 2 | 給与所得控除

| 給与等の収入金額（源泉徴収票の支払金額）に応じた控除額 |                      |                                   |                                                              |
|-----------------------------|----------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 給与等の収入金額                    | 令和 7 年分              | 令和 8・9 年分                         | 令和 10 年分以後                                                   |
| 190 万円以下                    | 65 万円                | 74 万円<br><br>収入金額 × 30%<br>+ 8 万円 | 収入金額 × 30%<br>+ 8 万円<br><small>（69 万円未満となる場合は、69 万円）</small> |
| 190 万円超～ 220 万円以下           | 収入金額 × 30%<br>+ 8 万円 |                                   |                                                              |
| 220 万円超～ 360 万円以下           | 収入金額 × 30%<br>+ 8 万円 |                                   |                                                              |
| 360 万円超～ 660 万円以下           | 収入金額 × 20% + 8 万円    |                                   |                                                              |
| 660 万円超～ 850 万円以下           | 収入金額 × 10% + 8 万円    |                                   |                                                              |
| 850 万円超～                    | 195 万円（上限）           |                                   |                                                              |



山形事務所  
審査部  
早坂 賢人  
  
審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



## 2026 年 10 月施行

## 同一労働同一賃金ガイドライン改正

— 住宅手当・家族手当・賞与・退職金を改めて点検しましょう —

2026 年 10 月 1 日から改正「同一労働同一賃金ガイドライン」が適用されます。

ガイドライン自体は法律ではなく、パートタイム・有期雇用労働法第 8 条・第 9 条等に定める均衡・均等待遇について、原則的な考え方や具体例を示す「指針」です。したがって、ガイドラインの例と異なる取扱いをしただけで直ちに違法になるわけではありません。一方、ガイドラインの考え方に反する場合には、その待遇差が不合理と判断される可能性があります。今回の改正は、これまで蓄積されてきた裁判例を踏まえて判断の考え方をより具体化したものです。本稿では、とくにご質問の多い住宅手当、家族手当、賞与、退職金についてご説明します。

## 1. 住宅手当 …「転勤の可能性」だけで説明できるか

住宅手当については、正社員とパート・有期社員で取扱いが異なる企業も少なくありません。重要なのは、住宅手当を何のために支給しているのかです。例えば、転居を伴う配置変更が予定される正社員の住宅費負担を補助することが目的であれば、配置変更の範囲の違いは待遇差を説明する事情となり得ます。しかし、就業規則上は「正社員は全国転勤あり」とされていても、実際には長期間転勤が行われていないなど、制度と運用実態が乖離していれば注意が必要です。今回の改正を踏まえた実務では、規程上の「転勤の可能性」だけではなく、実際の配置変更の範囲や運用実態まで確認することが重要です。

## 2. 家族(扶養)手当 … 有期契約だから対象外、では足りない

家族手当についても、「正社員だけに支給」という区分そのものではなく、手当の性質・目的から検証します。日本郵便（大阪）事件では、家族手当について、扶養家族がいる従業員の生活設計を容易にし継続的な雇用を確保するという目的が問題となり、その趣旨は相応に継続的な勤務が見込まれる有期雇用労働者にも妥当し得るとの考え方が示されています。「契約社員は有期契約だから一律不支給」という制度は要注意です。契約更新を繰り返し、実態として長期勤務している社員についても支給しない理由を説明できるか、確認する必要があります。

## 3. 賞与 … 制度の目的に応じた支給となっているか

賞与には、労務の対価の後払い、功労報償など複数の性質・目的が含まれ得ます。その目的がパート・有期社員にも該当するにもかかわらず、職務内容等の違いに応じた均衡のとれた賞与を支給しない場合には、不合理と

認められる可能性があります。したがって、「正社員には基本給〇か月分、契約社員には賞与なし」という結果だけを見るのではなく、自社の賞与が何を評価・報償する制度なのかを確認することが先決です。

## 4. 退職金 … 「正社員だけの制度」で終わらせない

退職手当は今回新たにガイドラインへ盛り込まれた重要項目です。

退職金についても、長期勤務に対する功労報償だけではなく、賃金の後払いなど複数の性質を有する場合があります。改正ガイドラインでは、賞与と同様、その目的がパート・有期社員にも妥当する場合には、職務内容等の違いに応じた均衡のとれた内容となっているかという視点が示されています。

もっとも、「契約社員に退職金があれば直ちに違法」という意味ではありません。メトロコマース事件でも、退職金を支給しないこと自体が不合理とは判断されませんでした。今回の改正は、このような裁判例も踏まえて退職手当の性質・目的等をガイドライン上明確にしたものです。

## 5. まず行うべきは「待遇差」ではなく「支給目的」の棚卸し

今回の改正への対応として、いきなり手当を新設したり、就業規則を変更したりする必要はありません。

まず、正社員とパート・有期社員について、①待遇の状況を一覧化する②それぞれの待遇の性質・目的を言語化する③その目的に照らして職務内容、責任、配置変更の範囲、勤続実態等の違いを確認する④待遇差を客観的・具体的に説明できるか検証する⑤必要な制度・規程の見直しを行う、という順序が重要です。

特に注意したいのは、「正社員だから支給する」「契約社員だから支給しない」という説明で止まっている制度です。今回の改正を機に、「この手当・賞与・退職金は、そもそも何のために支給しているのか」を説明できる状態になっているか、賃金規程・退職金規程と実際の運用の双方から確認しておきましょう。



いまの社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008 年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010 年特定社会保険労務士付記。

社会福祉法人の使途制限  
(介護報酬・自立支援給付費)

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又は収益事業を行うことができるとされています。ただし収入の財源ごとに、その使途に関しては様々な制限が設けられています。そこで今回は、第 1 回を「介護報酬・自立支援給付費」、第 2 回を「保育所運営費」に分けて、そのルールについてご説明します。(第 2 回は 11 月の Beyond に掲載予定)

## &lt; 参考資料 &gt;

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成 12 年 3 月 10 日付厚生省老人保健福祉局長通知)



## 【資金の運用】

介護報酬の資金の使途については、原則として制限を設けないこととされています。ただし次の経費には充てられません。

- ・公益事業（居宅サービス事業、居宅介護支援事業などを除く）及び収益事業に要する経費
- ・社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む）に属する経費
- ・高額な役員報酬、実質的な剰余金の配当と認められる経費

## 【資金の繰入】

介護報酬に関しては、下記の区分に応じてそれぞれの範囲内で資金を繰り入れることが認められています。

- ・介護保険事業  
→当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内
- ・他の社会福祉事業・公益事業  
→事業活動資金収支差額に剰高が発生し、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲

## 【繰替使用（法人内の一時的な貸借）】

介護報酬に関しては社会福祉事業、公益事業、収益事業へ一時的に資金を貸し付けることが認められています。ただし貸付を行った場合には年度内に精算をしなければなりません。

## &lt; 参考資料 &gt;

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成 18 年 10 月 18 日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)



## 【資金の運用】

自立支援給付費の資金の使途については、原則として制限を設けないこととされています。ただし次の経費には充てられません。

- ・収益事業に要する経費
- ・社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む）に属する経費
- ・役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

## 【資金の繰入】

自立支援給付費に関しては、下記の区分に応じてそれぞれの範囲内で資金を繰り入れることが認められています。

- ・障害者事業  
→当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内
- ・他の社会福祉事業・公益事業  
→事業活動資金収支差額に剰高が発生し、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲

## 【繰替使用（法人内の一時的な貸借）】

自立支援給付費に関しては、社会福祉事業、公益事業、収益事業へ一時的に資金を貸し付けることが認められています。ただし貸付を行った場合には年度内に精算をしなければなりません。



山形事務所  
経営支援部  
チームマネージャー  
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

## Focus

## 会計・税務の現場を、金融の力で支える

株式会社 Cross は、2018 年 9 月、靖国神社にほど近い東京都千代田区九段南で創業しました。生損保等の金融商品を活用し、会計事務所・税理士事務所のバックオフィスとして、顧問先・関与先様へのコンサルティングを金融面からサポートする会社です。専門的な知識と誠意をもって、会計事務所・税理士事務所の皆様、そしてその関与先様の課題解決を金融面からお手伝いいたします。

保険のベストコーディネーターを目指す  
**株式会社Cross**

株式会社 Cross  
https://www.cross-2018.co.jp  
東京都千代田区九段南 4-7-22-209 (本社)  
TEL. 03-6256-8070

企業経営において、会計・財務を適切かつ円滑に行うことは、経営判断の基礎となる重要な要素です。そして、その会計・財務を支える手段の一つとして、保険を適切に活用することも重要です。また、相続や事業承継においても、生命保険等の金融商品は、資産の承継や納税資金の準備など、さまざまな場面で有効に活用することができます。

生命保険等の金融商品は、「安全・簡便・即効性」という特性から、多くの法人・個人の皆様に利用されています。しかし、商品を選ぶことだけが目的ではありません。大切なのは、お客様が何を目的とし、どのような課題を抱えているのかを正しく理解したうえで、その目的に適合した金融商品を活用することです。当社は、会計・税務

の専門家と連携しながら、お客様一人ひとりの状況に応じたご提案を心掛けています。

当社は、山形県・宮城県を中心に皆様の会計・税務を支えておられる税理士法人あさひ会計様と業務提携し、Cross 山形支社・仙台支社を配置しております。会計・財務、相続、事業承継などに関する金融面でのお悩みや、生損保等の金融商品について、「こんなことを相談してもいいのだろうか」と思われることでも、どうぞお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先・・・

Cross 山形支社 080-4062-2762

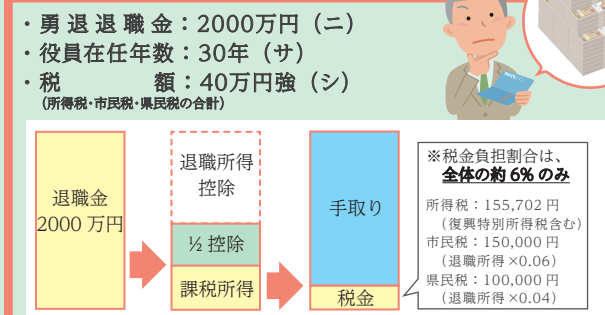
Cross 仙台支社 022-262-4560



## 経営者の皆さまへ向けて COLUMN 勇退（役員）退職金／「234（ニサシ）の法則」を知りましょう！

勇退退職金には税金の面で、大きなメリットがあります。

例えば、以下のようなケースを見てみます。



これだけ税額が抑えられるのは、次のような税制上の4つのメリットがあるためです。

- メリット① 勤務年数に応じた大きな控除の適用
- メリット② 控除後の金額の2分の1課税
- メリット③ 分離課税
- メリット④ 社会保険料の対象外

多くの経営者は退職金税制が優遇されていることは知っていらつやいますが、ここまで安いとは知らないのではないのでしょうか。だからこそこのメリットを知るべきだと思います。

ただし、会社のお金に無理がないことが重要です。

＜勇退退職金支払い時の「注意すべき重要事項」＞

- (一) 支払いの結果赤字決算としない
- (二) 運転資金を流用しない
- (三) 借入金で支払わない

現預金が常に潤沢であればいいのですが、そうでなければ勇退退職金を1年や2年で準備することは困難です。そのため、数年かけて少しずつ資金を準備する必要があります。

勇退退職は、ある程度時期を予測できるため準備しやすいものです。一方、死亡退職は突然訪れるため、準備期間を確保することができません。勇退と死亡の両方を兼ねた資金準備としては解約返戻金のある生命保険が最適策の一つだと思います。

勇退退職金は経営者自らが計画を立てて、かつ少し年月をかけて確実に準備しましょう！

## あさひ会計山形事務所職員が天童警察署より表彰を受けました

高齢者を保護した2人に感謝状贈る 天童署

天童警察署（今井嘉彦署長）は8月28日、それぞれ高年齢者を保護したとして、会社員熊沢連さん（23）天童市窪野目、会社員青木翔さん（23）同市長岡Ⅱに感謝状を贈った。

熊沢さんは同1日午前0時半ごろ、同市高橋を車で走行中、道路脇でしゃがみ込む80代女性を見つけた。雨の中、1人でいたため、110番通報し、署員が駆けつけるまで保護した。青木さんは同5日午後9時20分ごろ、自宅アパートの駐車場で視覚障害のある80代女性が「ここはどこかと困っていたため、女性の家族に連絡するとともに、同署に通報し、署員が到着するまで見守った。贈呈式が同署で行われ、今井署長は「迅速な対応のおかげで安全が確保された」と感謝した。熊沢さんは「今後も困っている人がいたら声をかけたい」、青木さんは「女性が無事に家族の元に帰ることができ何よりだった」と話した。（窪野麻衣）

山形新聞 2026 年 9 月 3 日 掲載



このたび、あさひ会計山形事務所 経営支援 3 部所属の青木 翔が、困っている高齢者の方に気づき、適切な対応を行ったことにより、天童警察署から感謝状をいただきました。

日頃の業務においても、私たちはお客様一人ひとりに寄り添い、信頼にお応えすることを大切にしております。今回の出来事は、そうした姿勢が地域社会の中でも自然な行動として表れたものであり、法人として大変うれしく、誇らしく感じております。

今後も、専門サービスの提供はもとより、地域社会の一員として皆さまとのつながりを大切にしながら、信頼される存在であり続けられるよう努めてまいります。

仕事は見せない一面、こっそり公開

あさひスタッフ OFF TIME



休日は海釣りを楽しんでいます。船に乗って真鯛を狙うタイラバや、大型のクロマグロを追うキャストティングゲームが主な趣味です。自然相手なので思い通りにいかないことも多いですが、潮や天候を読みながら試行錯誤し、狙い通りに魚を釣り上げた時の達成感は格別です。写真は先日の男鹿沖で釣り上げたアマダイ。本命の真鯛には出会えませんでした。海の上で過ごす時間が仕事への活力になっています。

山形事務所 地方創生 1 部  
総務省 地方公共団体経営・財務マネジメント強化事業  
経営アドバイザー（公営企業関係）

香川 倫幸



生涯現役

公認会計士・税理士

栗田 健一



昨年、所用で横浜の中華街に行った際、手相見の看板が目に入りフラッとお店に入ったところ、私の手のひらをジーっと見ていた占い師から開口一番「あなたは生涯現役」だと言われた。間もなく 80 歳の今も身体に支障はないので毎朝所員と同様に会社に行き、何やかやと忙しく仕事をしている。冬には友人たちと毎年ニセコや長野にスキーに行き、年に 2、3 回は視察や研修を兼ねて海外旅行をしている。今や、長生きをして「生涯現役」を貫きそしてコロリと行くのが私の人生目標となった。

ところが、日本講演新聞の 8 月 17 日号にケアマネージャーで落語家の介護亭楽珍氏の「長生きは本当に幸せなの？」という講演録が載っていてショックを受けることになる。今、日本には 100 歳以上の人が 9 万 9700 人いるのだそうだ。調査を始めた 1963 年には 153 人だったからこの半世紀で 0 人から 10 万人に増えたようなものだ。今や長生きしたいと思えば長生きできる時代だという。

問題は、痛いところもなく、悪いところもなく、誰にも迷惑をかけずにピンピン生きて、都合のいいところでコロッと死ぬことができるか、ということだ。介護亭楽珍氏は、人生そんなうまい具合にはいかないという。若いころのように何でも食べられ、痛いところもなく、100 メートル走れる、そんな身体がずっと続いてコロッと亡くなるなんてあり得ないという。身体はだんだん衰え、死はじわじわ近づいてくるのだという。

京セラ名誉会長で盛和塾塾長だった稲盛和夫氏は 2022 年 8 月に 90 歳で亡くなられた。盛和塾は 3 年前の 2019 年 12 月に閉塾、その 2、3 年前から盛和塾にはメッセージだけの出席となっていたので稲盛氏が出席した多分 85 歳ころの最後の盛和塾の懇親会で稲盛氏が「俺はもう早く死にたいよ」というのを聞いて近くにいた塾生たちがびっくりしたという。小さな町工場だった京セラを世界的な企業に育て上げ、第二電電

(現・KDDI) を創業し、赤字続きだった日本航空を再建して 3 年足らずで再上場させた、あんなに輝き、みんなに敬愛され、経営の神様と言われた稲盛氏がそんなことを思っているのかと愕然としたという。

若いころには全く分からないことなのだが、長生きすれば痛いところも増え、やれないことも増えてくる。最期が近づくほど過酷な時間が増えるのだという。幸せは人生の長さに比例しているように思われているが、必ずしもそうではないということらしい。

人生の最後の望みは何なのだろう。「望まない治療はされたくない」では、望む治療とは何ですか？「安心して過ごしたい」では、安心とは何ですか？「お金のことで家族がもめないようにしておきたい」そんなお金があるなら使い切りましょう。「家族に迷惑かけたくない」では、迷惑って何ですか？と介護亭楽珍氏は鋭く問うてくる。

高齢者になってかける迷惑は迷惑ではありません。助け合い程度のことです。「チョット頼むよ」「イイヨ」「ありがとね」こんな関係だという。迷惑だと思って何も言わずに死んでいく方がよっぽど迷惑だという。行きたいところがあれば行けるときに行こう。自分の人生を豊かにするためにお金を使おう。豊かな人生の最終章を送るためには、今から何をするのか考えようとおっしゃる。

さて、人生の最終章を迎えるにあたり何をすればいいのだろう。まずは健康を維持するのが大前提だ。①週 2 回のジムを続けよう、②ストレス解消と肉体労働を兼ねて畑づくりを続ける、③今所属している合唱団を続け、良い音楽を聴こう、そして周囲の方は迷惑に思うかもしれないのだが④あさひ会計や父が創業した会社の経営に携わっていこう。社員たちには、チャレンジ精神をもって私より良いアイデアを出し、良い行動をして、良いフィロソフィをもって私を乗り越えてほしいと思う。

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『経理担当者育成 1 ヶ月完成プログラム』 全 4 回

参加費：1 名様 税込 33,000 円（教材費込）

学んだ日から、すぐに役立つ実務知識が身に付きます！  
経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけるセミナーです。

詳しくは、同封のチラシをご覧ください



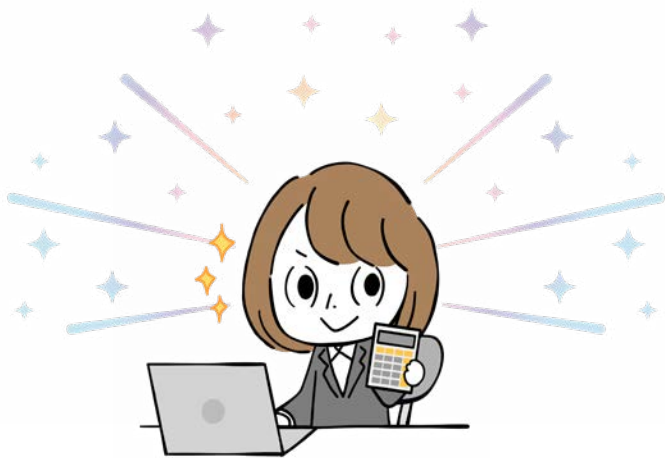
第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回  
10月14日(水) 21日(水) 28日(水) 11月11日(水)

◆時間：13:30 ～ 16:30（4 回とも共通）

【山 形】定員 15 名

【Web セミナー／Zoom】

◎山形会場をメイン会場として、オンライン (Zoom) で同時進行いたします。



『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。  
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。



◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山 形】 9月11日(金) 10月 9日(金)  
【仙 台】 9月10日(木) 10月 8日(木)

◆時間：各会場共通  
① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

共催／日本 M & A センター

『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。



◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と そのご親族様に限定させていただいております。

【山 形】☎ 0120-652-144  
山形相続サポートセンター

【仙 台】☎ 0120-954-883  
宮城相続サポートセンター

◆開催日時：各会場共通

9月17日(木)  
10月15日(木)

\*1 回目／ 10:00 ～ \*2 回目／ 14:00 ～ いずれも 1 時間程度



株式会社 Cross（P7 参照）

## Beyond vol.69

---

2026 年 9 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27

TEL：023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新仙台ビルディング 4F

TEL：022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>